

会 議 名 称		令和 7 年度第 1 回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
日 時		令和 7 年 7 月 7 日（月） 14 時 00 分から 16 時 45 分まで
場 所		杉並区役所 第 3・4 委員会室（中棟 5 階）
出席者	委 員	佐藤慶浩会長、内田正人委員、内山誠委員、恵羅明子委員、大村綾香委員、菊池弘泰委員、橋本剛委員、堀裕一委員、奥山たえこ委員、小林ゆみ委員、矢口やすゆき委員、安田マリ委員、山田耕平委員、浅見雄輔委員、加藤隆之委員、福内恵子委員、堀部やすし委員（オンライン参加）
	実施機関	井伊区民課長、矢野生活衛生課長
	事 務 局	藤山区政イノベーション担当部長、石河内情報管理課長、眞鍋情報システム担当課長
傍 聴 者		0 名
配布資料	事 前	・資料 1 杉並区情報公開・個人情報保護審議会【制度概要・主要関係例規】 ・資料 2 令和 6 年度第 4 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録（案） ・資料 3 令和 7 年度第 1 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項 ・参考資料（杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表）
	当 日	・会議次第 ・杉並区情報公開・個人情報保護審議会委員名簿（令和 7 年 7 月 1 日現在） ・諮問文（写し） ・審議会の審議方法の変更について
【会議内容】 1 開会 2 委嘱状の伝達 3 審議会委員自己紹介、事務局職員自己紹介 4 会長及び会長職務代理の選出 5 審議会の所掌事項等について…資料 1 6 部会の設置及び部会長等の選出 7 令和 6 年度第 4 回審議会会議録の確定について…資料 2 8 令和 7 年度第 1 回審議会報告・諮問事項について…資料 3 9 一般報告…資料 3 10 その他 11 閉会		

報告・諮問事項審議結果一覧

報告第 1 号	個人情報の保護に関する法律第66条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について	報告了承
報告第 2 号	令和 6 年度 中央電子計算組織処理状況報告について	報告了承
報告第 3 号	令和 6 年度 小型電子計算組織利用状況報告について	報告了承
報告第 4 号	令和 6 年度 杉並区情報公開制度実施状況報告について	報告了承
報告第 5 号	令和 6 年度 杉並区個人情報保護制度実施状況報告について	報告了承
諮問第 1 号	住民基本台帳ネットワークシステム等業務のセキュリティ評価の実施について	—
諮問第 2 号	情報提供ネットワークシステム業務のセキュリティ評価の実施について	—
一般報告	令和 7 年度 住民基本台帳ネットワークシステム等業務及び情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリティ運用計画等について	報告了承

区政イノベーション 担当部長	それでは、定刻になりましたので「第1回情報公開・個人情報保護審議会」を始めさせていただきます。私は、区政イノベーション担当部長の藤山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 本日、委員が改選されて最初の審議会ですので、会長が決まるまでの間、私が司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。この審議会は、昭和62年に設置され、40年近く開催している審議会でありまして、委員の皆様に様々な御意見を頂いてきたところです。改めて感謝申し上げます。令和5年に法改正があり、この審議会で行う内容も変わってきておりますが、杉並区において、この情報公開・個人情報保護についての重要さは決して変わるものではありませんので、今後も様々な知見を頂きながら適切に個人情報を取り扱ってまいります。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、議題に入っていきます。まずお手元に委嘱状を置かせていただいておりますので御確認いただければと思います。よろしいですか。 それでは、次第3に移ります。まずは、初回ですので委員の皆様に簡単な自己紹介を頂ければと存じます。本日、宇田川委員、手島委員から欠席の御連絡を頂いておりますので、席上にあります委員名簿の順に内田委員から、推薦団体若しくは御所属、そしてお名前を順番に頂ければと思います。よろしくお願いいたします。
(各委員の自己紹介)	
区政イノベーション 担当部長	皆様、ありがとうございます。 それでは、事務局も一言御挨拶させていただきたいと思います。私、区政イノベーション担当部長の藤山と申します。4月に着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。
情報管理課長	情報管理課長、石河内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
情報システム担当課長	情報システム担当課長の眞鍋でございます。よろしくお願いいたします。
区政イノベーション 担当部長	それでは、次第の4、会長及び会長職務代理の選出に移りたいと思いますが、御意見等ございますか。
浅見雄輔委員	前期も会長をされて、適切に運営していただいた佐藤委員に今期も引き続きお願いしたいと考えますので、推薦いたします。
区政イノベーション 担当部長	ありがとうございます。浅見委員から、佐藤委員を推薦するお声がありました。皆様いかがでしょうか。よろしいですか。
(異議なし)	
区政イノベーション 担当部長	それでは、佐藤委員が会長に選出されましたので、以降は佐藤会長に進行をお願いしたいと思います。佐藤会長、会長席にお移りいただきまして、一言御挨拶をいただけますでしょうか。
会長	ただいま御推薦いただき、会長となりました佐藤でございます。これま

	でも会長を務めさせていただいておりましたけれども、引き続きよろしくお願いいたします。 続きまして、会長職務代理の選出をさせていただきます。会長職務代理は、会長、私に事故があるときに代わりを務めていただく方であり、審議会条例第4条第3項によりまして、会長が指名することとなっていますので、浅見委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。浅見委員、どうぞこちらの職務代理の席にお移りください。
浅見雄輔委員	職務代理に選任されました浅見です。よろしくお願いします。
会長	次に、次第の5に移ります。審議会の所掌事項等について、事務局から説明をお願いいたします。
情報管理課長	(審議会の所掌事項について説明する。)
会長	ただいまの説明について、御質問はありますか。
加藤隆之委員	委員の定数について、上限は決まっていますが、何名以上とするといった、下限はないのですか。
情報管理課長	条例上、下限は設けていないと理解しております。
加藤隆之委員	なるほど、今ざっと数えたら定数は区民の方が10名以内ですが選ばれているのは9名、区議会選出委員は上限の6名、学識経験者は4名と、1人削っていると思います。その理由は特にあるわけではなくて、条例の規定の範囲内で委嘱したということですか。
情報管理課長	委員の方につきましては、いろいろな団体に推薦をお願いしたのですが、どうしても足りていない部分があり、上限人数にはなっていないという状況です。
加藤隆之委員	もう1点、かつて私が聞いたのですが、会議の定足数について、3分の2以上の委員の出席がなければ会議を開くことができないとなっているのですけれども、これは資料の何ページでしたでしょうか。
情報管理課長	資料1の6ページです。
加藤隆之委員	規定について一貫性があるように思えないところがありまして、以前、問題になったのは、委員が3分の2いないと開催できない。それは分かるのですが、開催時に定足数を満たせば、取りあえず会議は開けるということがありました。出席数がぎりぎりになってしまったのですね。そのとき、それはおかしくないですかと申し上げまして、確認しますとの回答が事務局からありましたが、会議は、とにかく委員の3分の2の出席があれば、最初の1分でもいてくれれば開催できるのだということがありました。欠席の予定であった委員が事務局から呼ばれていらっしやって、本当に数分で帰ったのですよ。 そういうことが、普通は開催の定数と、議事を進行して審議するというのはイコールだと思うのです。この杉並区の解釈だとなっていないと言われて、今、規定を見てみて、そのように解釈できなくはないとも見えますが、

	これは改正されてないのですよね。そのときは議事を開くことができないとなっていたと記憶しています。議事の意味を、通常の意味だと、やはり開催と審議の両方ですという話をしたのですけれども、この点について、議論された経緯はあるのですか。
情報公開調整担当係長	今、加藤委員がおっしゃられた、どうしても会議開催の定足数に足りないため、欠席予定の委員に最初の時間だけ来ていただき、すぐにお帰りいただいた事例が過去にあったことは、前任者から聞いております。ここ5年近くはそのような、定足数ぎりぎりで開催が危ぶまれるというようなことはなく、開催時に来ていただいてすぐ帰っていただいて結構ですというような御案内をしたことはありません。昨年度でしたか、開会時刻時点で定足数に1名不足していたことがありました。その際は、当時の佐藤会長の御判断で、もう少し待っても委員がそろわなかったら、今日は会議を開くことはやめましょうという御提案がありました。このような事案が発生した際は、事務局から会長にご相談し、会長に御判断いただくことになると考えますが、少なくとも佐藤会長は、開会時のみ来ていただき、すぐにご退席いただくという御判断はされなかったと理解しております。当然、このようなことが起こらないことが前提ではありますが、定足数を満たさないという事案が発生し、その日の審議会を開催しないという御判断を会長がされた際には、開催しないことになるかと、このように事務局としては考えております。
加藤隆之委員	基本的には、やはり開催3分の2、審議も3分の2ですよね。
情報公開調整担当係長	当時は、条例の規定から判断をしたのだと推測しますが、疑問に思われる委員も当然いらっしゃいますので、そのような運営はしないことが望ましいと、事務局としては考えております。
加藤隆之委員	大丈夫です。それほどこだわっているわけではなく、どうなったのかと思って伺いました。
会長	ありがとうございました。過去にこの事案が起きたときは、出席予定だった2名の委員が、直前日に急きょ欠席となったことがきっかけでした。今後もそのようなことはないと言い切れません。報告事項は次回に回せばいいと思うのですが、諮問事項が先送りになってしまうことに関しては、どのように事務処理をするのか、毎回少し気にしています。代替案として、メールや書面審議とするなど、事務局で考えておいていただければと思います。ほかに御質問はありますか。ないようですので、次第の6に移りたいと思います。審議会条例第7条の2第1項に基づき設置する部会について、事務局から説明をお願いします。
情報管理課長	先ほど、審議会の制度概要の項目でも御説明差し上げましたが、これまで審議会条例第7条の2第1項に基づき設置された部会として、「特定個人情報保護評価第三者点検部会」「住民基本台帳ネットワークシステム等・情報提供ネットワークシステム運用監視部会」及び「杉並区個人情報保護条

	例の改廃等に向けた基本的な考え方検討部会」がございます。 条例の改廃に係る検討部会は令和４年度のみを設置ですが、第三者点検部会においては特定個人情報の取扱いについて、運用監視部会においては住民基本台帳ネットワークシステム等・情報提供ネットワークシステムに係る適正な運用について、情報セキュリティの専門的な知識に基づき継続して御審議いただいております。これら２つの部会の所掌する事項につきましては、引き続き部会にて事前の御審議を頂き、その結果を踏まえて審議会にて御審議、答申を頂きたいと考えております。
会長	今、事務局から説明がありましたように、諮問の内容によっては検討に時間が掛かるもの、専門知識を必要とするものがあります。そうした案件については、その場で答申を行わずに専門の部会を開いて時間を掛けて検討し、その結果を受けて改めて審議会で審議し、結論を出すという方法を取っております。事務局からの説明では、第三者点検部会及び運用監視部会については、これまでどおり運用してもらいたいとのことですが、御意見、御質問はありますか。 御質問等は特にないようですので、事務局から説明のあったとおり、審議会の部会として、特定個人情報保護評価第三者点検部会、住民基本台帳ネットワークシステム等・情報提供ネットワークシステム運用監視部会を設置することとしたいと思いますが、いかがですか。
(異議なし)	
会長	続いて、第三者点検部会及び運用監視部会の部会長及び部会の委員について、こちらは審議会条例第７条の２第２項に基づき会長が指名することになっています。まず、第三者点検部会の委員ですが、これまで当審議会の学識経験者で構成していたので、学識経験者の浅見委員、加藤委員、福内委員、私の４名で部会を構成したいと思います。部会長については、引き続き私が担当したいと思います。 続いて、運用監視部会の委員ですが、こちらについても、これまで当審議会の学識経験者で構成してきましたので、引き続き学識経験者の４名で部会を構成したいと思います。部会長については、こちらも引き続き私が担当したいと思います。審議会の委員の皆様は、これらの部会を傍聴することができますので、御都合がよろしい場合には是非、傍聴していただきたいと思います。日程等が、部会委員の日程で調整をしてからの御案内になってしまいますが、御都合がつけば是非、部会にも参加していただければと思います。 次に、次第７の議題に入っていきます。本日は次第としてお配りしておりますとおり、前回の会議録の確定を行ってから報告、諮問案件の審議をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、令和６年度第４回の会議録について、事務局から修正や補足説明はありますか。

情報管理課長	まず、会議録の確定方法について説明いたします。会議録については、案を審議会開催日の1週間ほど前に審議会資料として皆様にお送りしております。この案について、審議会当日に内容について御了承いただき、確定するという方法を取っております。本日は、前回令和6年度第4回の会議録の案をお持ちいただいているかと存じます。本件の会議録につきましては、改選により御退任された前任期の委員にも内容の確認を依頼しており、内容についての御意見等はありませんでした。その他、特段の修正、補足等はありません。
会長	それでは、委員の皆様から、会議録について御意見等がありますか。 (意見等なし)
会長	御意見等はないようですので、令和6年度第4回の会議録については確定といたします。 次に、次第8に移ります。報告、諮問事項の審議に入ります。それでは、区政イノベーション担当部長、諮問文を読み上げてください。
区政イノベーション担当部長	(諮問文を読み上げて会長に渡す。)
会長	区政イノベーション担当部長から、諮問文を受けました。さて、当審議会では審議の進め方について従来からのルールがありますので、委員の皆様方に是非、御協力いただきたいと思います。今回、審議会委員の任期が改まり、新しく委員となった方もいらっしゃいますので、そのルールについて改めて説明いたします。 まず、質問と意見を分けて審議をすることです。当審議会の意思を明確にするために、質問と意見を分けて発言をお願いしております。事務局からの説明を聞いた後、まず御質問を伺います。その後に、御意見を伺うという順番で議事を進行いたします。 次に、発言の際の留意事項です。発言者がどなたなのかを明確にするため、発言の際は挙手をしていただき、私、会長から指名されてから発言するようにお願いします。委員については、私がお名前をお呼びします。説明に応ずる実施機関、事務局の説明者は挙手した後、名乗ってから発言をお願いします。指名を受けた委員と説明者との間での一連のやり取りについては、発言のたびに挙手をする必要はありませんので、そのまま連続してください。説明者が変わる場合や、異なる質問や意見に変えるときには、改めて挙手して指名を受けるようにしてください。以上の点に御留意いただき、効率的に議事が進められるよう会議の進行に御協力を是非、お願いいたします。 それでは、会議次第の裏面、報告・諮問事項の一覧の順に従って進めていきたいと思いますが、事務局からの補足説明はありますか。
情報管理課長	冒頭に御紹介しましたとおり、当審議会では、オンラインによる会議参加を実施しております。オンラインでの参加委員におかれましては、発言

	時以外はマイクをミュート状態にさせていただくよう、お願いいたします。
会長	では、はじめに報告第1号「個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について」の「I デジタル・セキュリティ部会の開催について」につきましては、令和4年度まで当審議会に個別に報告、諮問されていた個人情報の取扱いに係る類型的な案件が、令和5年の改正法の施行により諮問できなくなったため、個別の業務についての審議ではなく、区の内部、デジタル・セキュリティ部会での自己点検の取組状況を審議会に報告していただくことにしたものです。今、口頭で申し上げたのですが、お手元にポンチ絵の1枚紙があると思いますので、改めてそれで説明いたします。 当審議会で、区が行っている個人情報の取扱い等に関して、その業務が適正かということに関して報告・諮問するわけですが、それに関して、ポンチ絵の上半分の所が、令和4年度までの審議方法となります。区で実施している個別の業務に関して当審議会に報告・諮問していただき、図でいうと、一番上の白い矢印ですが、それに対して質問をして意見を述べるという形で個別業務、ここでは3個ありますが、それを順番に審議していました。 ところが、令和5年に法改正があり、自治体はこの諮問を行ってはいられないということになりました。このため、もう諮問する必要がないのだから個人情報保護審議会そのものをやめたという自治体もあります。それに対して杉並区では、この直接の諮問は法律上できないことになってしまいましたが、下の方法で審議会を継続した上で、これに関しての報告等を受けける形にしました。それが図の下半分です。従来審議会が行っていたことを、中央にある、杉並区のデジタル・セキュリティ部会、これは部会と名前が付いていますが、審議会の下にある部会ではなく、純粋に杉並区の会議体です。このデジタル・セキュリティ部会という所に、上の絵と見比べていただくと、上で審議していたことをデジタル・セキュリティ部会で実施しています。デジタル・セキュリティ部会が行った部会の点検取組状況を右側の審議会に報告していただき、このデジタル・セキュリティ部会が行っている部会点検取組状況が適正だったかを確認するという形にして、杉並区ではこれを継続しています。重要なのは、この上のモデルのようなやり取り、個別の業務に関して審議会が審議して、何か意見を言うということをしてしまうと、法の趣旨に反してしまう可能性があります。このため、法改正前の諮問にならないように留意しながら、我々は審議をしていく必要があります。 図の下半分の枠の中に、「自己点検表様式」があります。このデジタル・セキュリティ部会では、左側の個別業務を点検する際には、点検様式を用意していただいています。この点検様式に沿って点検し、その結果を報告していただきます。これに関して、審議会は点検表様式を改善したほうが

	よいのではないかということに関しては意見が言えます。個別業務に関して直接は言えないのですが、ある個別業務に関して、こういうことも点検したほうがよかったのではないかということであれば、自己点検表の様式の改善要求を、部会に対して出します。そうすると、それ以降はデジタル・セキュリティ部会の点検において、新しい点検項目を個別業務に対して点検していただくことができるようになる進め方となっております。仕組みの説明としては以上ですが、後ほど実際の報告の中で、具体的な方法は分かっていたらと思いますので、後ほど、そのやり取りの中で紹介したいと思います。まずは、考え方を御理解いただければと思います。 個別の業務に係る審議、意見にならないようにと申し上げましたが、例えば、「この業務において「〇〇」という個人情報項目を委託先に取扱わせる必要はないのではないか。委託先に取り扱わせる妥当性について説明してほしい。」といったことや、「この業務内容だと「●●」という個人情報を保有するはずだから、個人情報項目として記載、記録すべきだ。」というようなやり取りがイメージしやすいかと思います。 一方、個別の業務そのものに対して、質問はできますので、この後、個別業務の説明がデジタル・セキュリティ部会の報告の中ではありますが、「これはどういうことなのですか。」という質問はできますので、分からないときには是非質問していただければと思います。少しややこしいですが、法の趣旨に沿った審議会の運営というところで、御理解いただければと思います。 委員の皆様におかれましては、今お伝えした件に加えて、当審議会の主たる所掌事務であるデジタル・セキュリティ部会での点検の視点、部会が確認すべき項目や自己点検表の改善といった区の内部点検の取組に関しての御質問、御意見を頂きますようお願いいたします。それでは、報告第1号について事務局から説明をお願いいたします。
報告第1号	
情報管理課長	(報告第1号のⅠ、報告2まで説明する。)
会長	一旦、質問は先に、個別に伺いましょう。20個まとめて質問になると、時間がたつて分からなくなってしまうので、先ほどの報告1も含めて、報告1と報告2に関しての御質問があれば伺います。御意見に関しては全部通して最後に伺いますので、書き留めておいていただいて、先ほどの報告1と報告2について、用語等も含めて分からなかったことなどがあれば、お伺いします。奥山委員、お願いします。
奥山たえこ委員	報告2について、これは、落選した人全員に対して助成制度の案内をするのか。それとも「あなたにはこういった家賃助成の制度を申し込む資格がありますよ。」といったことをお聞きしてから制度の案内をするのかどうか、それを教えてください。
情報公開調整担当係長	本件は、まず、このような制度があるということをお知らせします。当

	然、制度利用の前提になっている、公営住宅に落選したという方であっても、この助成制度の対象ではないということがありますので、まずは制度についてお知らせして、お問合せ、申請が来たときに、審査をして最終的に決定することになりますので、まずは、お知らせを通知する形になっております。
会長	ほかに御質問ありますでしょうか。安田委員、お願いします。
安田マリ委員	個人情報保有の記録について伺います。参考資料の２ページ目の基本情報の中に、氏名、住所があつて性別とあるのですが、この性別というのが、どういう選択になっているのか、どういう記述になるのかというところと、性別を記す目的について、ご説明をお願いします。
情報公開調整担当係長	この業務、区民相談に関する業務自体は、今回、手続をする外国語相談事業の前から登録があつたものです。このため、性別という項目は業務登録当時から記録されていまして。今日において、業務において性別をなぜ取得するのか、何に利用するのかということは、しっかりと考える必要がある中で、これをどのように使うかというところ、この区民相談に関する業務だけでも、税務相談や法律相談とか、いろいろなものがありますので、戸籍上の性別、身体的な性別をお伺いしたほうが適切な御案内をできる相談もあろうかと思ひますし、あるいは一般的な相談なのだから性別は聞く必要がないということもあるかと思ひます。何の相談でどのように性別を記録しているかの全てについては、所管課から確認が取れておりませんが、今回の手続、外国語相談においても、性別が必要な相談案件だと判断すれば記録し、相談内容から不要であると判断すれば記録しないという運用をしているものと認識しております。
安田マリ委員	ありがとうございます。
会長	ほかに御質問はありますか。堀部委員、お願いします。
堀部やすし委員	報告１の外国語相談事業について、今回、メールアドレスを取得するということでした。これは必要なことだと受け止めていますが、この中で一番気になるのは、個人情報保有の所で「相談内容」という記載があります。これは、単に相談内容を記録するという事で受け止めてよいのかどうか。つまり、相談の中には、例えば自分の職業がこうであるとか、あるいは、どこに勤めているとか、働いているとか、あるいは、そこでの役職であるとかということの前段とした上で相談をされるというケースがあるのではないかと思います。その場合、そういう記載は社会活動等の情報ということで記録されるのかどうか、この個人情報の保有の記録を読む限りは、そういう情報は記録されないと読めるわけですが、その辺りはどういう整理になっているのかを確認させてください。
情報公開調整担当係長	この、区民相談に関する業務以外の保健福祉部門の相談業務に関する個人情報の業務登録でもそうなのですが、この「相談内容」という項目は、広範な、今、委員がおっしゃられたような、相談の前提として相談者がお

	話しされたもの全般を含めるような理解をしております。というのは、そうしないと、そもそも相談者がお話しされた項目を保有の記録に全て列記しないと、記載から漏れたものを扱ってはいけないのではないかという指摘にもつながってしまうので、フェイスシートと言いますか、その方のケース記録を作る中で、属性としてきっちり記載するようなものについては、それぞれその項目を書くのですが、それ以外に相談の中で、こういう相談がありましたということで相談員が書くような中に、個人情報に含まれるようなものが当然入ってくるかと思えます。そういうものに関しては先ほど申し上げたように、保有の記録に記載していなかったものは記録できないという運用では本来の相談業務に影響があるため、区としては、広く「相談内容」という中で、その中に個人情報が入ってきたときには、これで読み込むという運用をしております。
堀部やすし委員	そうしますと、「相談内容」の中には、社会活動に関する情報を、あるいは心身の情報、財産等に関する情報も記載されることがあると受け止めておけばよいということでしょうか。
情報公開調整担当係長	相談の中で、委員がおっしゃられたようなことを相談者がお話しされたときには、「相談内容」の中にそういうものが含まれていることになります。
堀部やすし委員	ありがとうございます。
会長	今回は第1回になりますので、この後の意見に移ったときの進め方の練習を、今の報告1で行っておきたいと思えます。先ほど安田委員から、性別に関しての記し方などのお尋ねがありました。それに関して、この審議会が部会に対して意見を言えるのは、資料3の15ページにある、点検項目のタイプの改善をすることになります。先ほどの報告1に関して、性別の収集方法に関するものでしたから、上から項目を見ていくと、「個人情報の収集方法」と「個人情報を保有する必要性」という項目があります。この部分に関しては、部会で確認ができていたことになりますので、基本的には、この項目として漏れはなかったという形になります。堀部委員のご質問も、個人情報の収集方法のタイプの中に関連付けられると思えますので、そういう意味では、ここの項目できちんとカバーできていたことになります。 一方で、質問したり確認したりしたことが、ここの中では引っ掛からないようなことだったということになると、部会でもその部分の点検ができていないかもしれないことになりますので、その場合には、その部分をこの類型項目の中に入れるのか入れないのかということ、後で意見として伺う形になります。これによって、次回以降の部会が行う点検の際に、項目が追加されて、以降の個別案件に関しての改善が確保されます。 この後意見を伺いますが、審議会からは15ページの項目に対しての意見をするようになります。例えば、「報告〇番に関しては、こういう点検項目が漏れていたのではないか。次回以降、こういう点検項目を増やすべきで

	はないか。」というイメージです。この後も報告が続きますが、質問をする場合には御質問されることを、15 ページの確認事項と見比べていただくとよいと思います。確認事項に○が付いている所は、部会で質疑応答があったということです。お手元の資料の1～14 ページに部会での質疑応答の記録があります。報告1に関しては、個人情報保有の必要性という所には○は付いていませんが、今、事務局が回答できたので、この報告に関しては問題がないことになります。 少し複雑ですが、分かりましたでしょうか。本当は、直接案件に口を出せばいいのですが、それは法改正によりできなくなったので、杉並区では、このような運営の工夫をして、次回以降、新たな案件に対しては漏れがなくなるようにしようという形にしています。 そうしましたら、ほかに質問はないようですので、次の報告に移りたいと思います。では、事務局からお願いします。
情報管理課長	(報告3について説明する。)
会長	報告3について、御質問はありますか。浅見委員、お願いします。
浅見雄輔委員	テレワークをより容易に実施できるようにシステムを構築したということと理解したのですが、今までと違って、自分のスマホやパソコンで取れる情報というのは、大きく変わったのでしょうか。例えば、区民の個人情報は、自宅では見られないということによろしいのでしょうか。
情報システム担当課長	今回の再構築によって、スマートフォンなどで庁外でも自分の予定表などは見られますけれども、個人情報の処理はできませんので、そういったセキュリティ上の安心は担保できていると御理解いただければと思います。
浅見雄輔委員	分かりました。
会長	ほかに御質問はありますか。それでは、報告4に移ります。
情報管理課長	(報告4について説明する。)
会長	報告4に関しての御質問があれば、挙手をお願いします。
(発言する者なし)	
会長	それでは、報告5をお願いします。
情報管理課長	(報告5について説明する。)
会長	それでは、報告5について、御質問のある方は挙手をお願いします。では、奥山委員お願いします。
奥山たえこ委員	まず、これは杉並区の杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例に基づいて設置されていると考えますけれども、それによろしいのかどうかということと、その条例に基づいて、この防犯カメラの取扱者は誰なのかということを伺います。
生活衛生課長	防犯カメラの条例に基づいて設置しています。設置ですとか、管理責任者に関しては、生活衛生課長となっております。

奥山たえこ委員	部会点検でいろいろと質疑が交わされておりますけれども、利用者間のトラブルで、映像の閲覧要求があった際には、「開示しない」となっておりますけれども、「見せてください」と言われて、「はい、どうぞ」と見せることはないと思うのだけれども、でも、何か犯罪のようなものが起きたときのために、証拠の保全というか、そういうために設置すると思うのですけれども、だから、「開示しない」と言い切っているのかどうか。開示しないのであれば、そもそも何のために設置するのですかということとは多分、部会でも質問があったと思いますけれども、どうでしょうか。
生活衛生課長	まず、開示しないというところに関しては、基本的には、このカメラに関しては防犯と事故防止の目的ということで、犯罪行為等があった場合ですとか、それから事故のおそれがあるときというところで設置します。実際にこちらの質疑の所でも記載があったかと思いますが、例えば、現地で結束バンドを切断されるような事案等がございましたので、そうしたところに関しては、私どものほうでも警察に相談するなり、被害届等も出しています。そうしたケースに関しては、もちろん警察から依頼があったら映像を提出するということは考えています。 一方で、利用者間同士のトラブルの場合には、それはあくまでも利用者同士なので、それが例えば、何らかの犯罪捜査等があって警察から依頼があった場合には、確かに「開示しない」と全て言い切っているというところに関しましては、場合によっては、そのケースにおいては開示をする可能性はゼロではないかなと考えております。それが1点目です。 何のためにということなのですけれども、基本的には、先ほど申上げたような切断の事案等もあり、それは警察のほうからも防犯カメラを設置したほうがいいのかという助言も頂いています。ドッグランの利用規約、利用ルール等を定めておりますが、そうした中で、例えば違法に当たるような行為ですとか、安全面から利用ルールを定めておりますので、そうしたところで事故防止、あるいは事故の発生なり、あるいはそのおそれがあるような事案のときに確認をする必要があるであろうということですので、今回、設置するものでございます。
奥山たえこ委員	結束バンドを切られたりすることは、器物損壊かもしれません。でも、ドッグランの所で一番あり得る、そして考え得る事故というのは、うちのワンちゃんを他のワンちゃんが噛んだとか、あの人々がけしかけたとか、そういったことが一番多いと思うのです。そういったことは、たとえ記録されていたとしても開示することはないということでしょうか。
生活衛生課長	そうです。それを利用者から求められた場合ということですよ。そこに関しては、利用者から求められたからといって、直ちにこちらで、それを見せるということではないです。ただ、こちらのほうで確認をする必要があると判断した場合には、こちらのほうで見ることはあり得ます。
奥山たえこ委員	ドッグランの管理者は杉並区ですよ。そこで何かそういったトラブル

	と言っておきますが、犬がほかの犬を噛んだなどということは非常に大きな事件であって、これこそ刑事事件かもしれません。相手が犬なので器物損壊かもしれませんけれども。開示することがありますといったような、そのような曖昧な基準なのですか。つまり、扱いは厳格に決めておかなければいけないのではないのですか。条例の趣旨からいっても、そのようなことでいいのですか。漫然と撮影するということになりませんか、今の話だと。
生活衛生課長	私の説明が不十分でしたら申し訳ありません。基本的には、犯罪行為や事故防止の観点で、区のほうで必要があると認めた場合に限り確認をするということが1つ。なので、そうした犯罪行為に対して、警察に、私どもが判断して提供するということはあり得ますが、委員がおっしゃった利用者間同士のトラブルなどに関しては、それだからといって、見せてくださいと言われたからといって見せるものではありません。
奥山たえこ委員	すみません。私はちょっとその辺の知識が足りないのですけれども。そういったトラブルがあったときに、防犯カメラで撮っていたと。そこに映像が残っているかもしれないというときに、いや、見せません、開示しませんということと言えるのですかね。きちんとした法的請求で言われたときには、例えば裁判になったとかのときに、そのようにして開示しませんなどと言えるのかどうか、私はちょっと不思議です。そのような無責任なことで、そもそも防犯カメラを設置していいのかどうか、警察からも設置すればいいですねと言われたからというふうな、非常に安易な設置の方法だと思いますし、扱いに関しても非常に曖昧だと思います。いいのですか、ほかの人から何か意見はないのですかね。すみません、私は、ちょっと、これ以上分からないのですけれども。
情報管理課長	私の理解ですと、利用者間のトラブルで利用者からカメラの記録を見せてほしいと言われたときには、それは見せないと。ただ、当然、警察などの公的な機関から正当な請求があった場合は、見せざるを得ないと。そのように考えております。
加藤隆之委員	個人情報保護法が適用になるのですよね。
情報管理課長	そのように認識しております。
加藤隆之委員	そうすると、条文の文言を見ないと分からないのですけれども、要するに、国などの機関から適法に情報開示してくださいというのがあれば、当然、第三者提供できるという規定があるので、それに則ってやるというだけの話だと思うのですけれども。
情報管理課長	委員のお見込みのとおりだと理解しております。
加藤隆之委員	だから、今の民事介入でも、例えば、もし弁護士さんをお願いして、弁護士さんが弁護士会を通じて、それで弁護士法第23条の2に基づいて開示を求められたような場合は、提供するという可能性は多分あるということ

	だと思えます。そういった形はできると思うのですけれども、単に、その人が言っているからというだけでは、なかなか簡単には応じられないですというのが多分、回答ではないかなと思うのですけれども。
生活衛生課長	はい、委員がおっしゃるとおりです。
会長	ほかに質問はありますか。山田委員、どうぞ。
山田耕平委員	違法行為、事故発生等ということなのですが、そういった、例えば結束バンドの切断事案等が複数回発生ということなのですが、回数とか頻度、その辺りをお聞きしたい。あと、事故発生ということが、実際にどのように現場では起こっているのかということをお聞きしたいと思えます。 もう1点は、撮影した画像で、容姿や容ぼう、姿態などの収集された個人情報ということについては、具体的にどのように使用されるのか、その辺りをまとめてお聞きしたいと思えます。
生活衛生課長	まず頻度ですが、結束バンドの切断事案に関しては、昨年12月以降に、私どもが確認できている範囲では6回ほど起きています。一方で、事故等に関しては、例えば、咬傷事故などといったようなものは、現時点では発生しておりません。 容姿などをどのように使用するかということですが、もし、発生した、あるいは発生のおそれがあるといった場合に、カメラの映像を確認して、ただ、それが本人を特定できるときもあるかもしれませんが、特定できないこともあるかもしれませんが、例えば、何らか、そこで特定できるような内容であったとすれば、ただ、そのときに現地にその方がいらっしゃるとは限らないので、また次に来た場合、あるいは特定できなかったとしても、そういった事案に関する現地での注意喚起、あるいはそういった事案が発生したという周知等はしていく必要があるかと考えております。
山田耕平委員	抑止力ということが書いてあり、抑止力としての効果は一定あると思うのですけれども、実際に収集した容姿とか容ぼうについて、収集したことによって、次に何をするのかというのは、なかなか難しいものなのかなということを感じて質問しました。先ほどの質疑で、例えば、事故発生時については、警察に介入していただくことになるという感じなのですか、具体的には。その点を確認して終わります。
生活衛生課長	事故というか、利用者間のトラブルに関しては、基本的には利用者間で解決していただくということになりますので、一義的に区のほうで何か関与するというものではありません。ただ、そうではなく、私どもに関して何らか必要があるという場合にはというところにはなるのですけれども。お答えになっていますでしょうか。
山田耕平委員	大丈夫です。
会長	内山委員、どうぞ。
内山誠委員	御質問させていただきたいのですが。私ども、町会自治会などで防犯カ

	メラをいろいろな目的で設置しているのですが、一番の問題点は、やはり保存期間なのです。かなり高度な防犯カメラを設置しても、映像が残っているのは大体1週間です。それ以降は、別の媒体に保存しない限り、再確認はできませんので、今の議論の中で、何か事案が発生して、その記録を見られる範囲で、見られる見られないというお話をされていると思うのですが、はたして保存という意味では、どうお考えになっているか、それに関わる権限外のことが発生するのではなかろうかと思っていて、映像の保存という形では、どのような対策を考えられているのかを1点、質問させていただきます。
会長	保存方法と保存期間のことですね。
内山誠委員	そうです。撮影して、防犯カメラの映像をそのままにしていると、私もが設置している防犯カメラですと、ほぼほぼ1週間分は残っているけれども、それ以降はずっと消えていくわけです。ということは、映像を確認するために残そうとすると、別の手段、媒体で保存しなければ、後日の確認はできないということになるわけです。今の話ですと、撮影した映像を、いつ確認するのかということに対しての保存期間、保存方法がわかりませんでしたので、映像を確認する必要があるのであれば、映像を保存することとも仕組みの中に入れておかないといけないわけですから、その辺りがどうなっているかという質問です。
生活衛生課長	こちらのカメラに関しましては、カメラの性能上、保存できるのが24時間ということになっております。日常的にカメラの映像を保管するということは考えておりませんので、あくまでも、必要があった場合に、カメラに保存されている画像を取り出して確認する。ですので、その確認した画像に関してはそれを保存するということはあると思いますが、通常は、24時間を超えたら上書きされていくというカメラになりますので、それ以上のものは確認できないものとなります。
内山誠委員	そうすると、見たくても見られないという事態がかなり起こり得るということですね。分かりました。
会長	カメラの性能上、必要な時に確認ができない可能性があるということですよ。
加藤隆之委員	今の件なのですが、防犯カメラに関して杉並区全体で内規みたいなものは作っているのですか。要するに、今はいろいろな所にカメラがあると思うのですが、何か内規みたいなものはあるのでしょうか。
情報公開調整担当係長	防犯カメラの設置に関しましては、先ほどもお話がありましたが、「防犯カメラの設置及び利用に関する条例」がありまして、この中で、具体的に仕様や期間が定められているかというのはここでは確認できませんが、条例は定めております。
加藤隆之委員	条例はいつ、できたのですか。

情報公開調整担当係長	平成 16 年 3 月 19 日に公布、同年 7 月 1 日施行となっています。
加藤隆之委員	条例があるのですね。平成 16 年、すごいですね。
会長	杉並区は早いですよね。
加藤隆之委員	杉並区、とても早いですね。ほかの市に行くと、条例がないところもあるのですよ。大体、内規を作るかどうかから話し合っていますね。すごいな、平成 16 年って。早いですね。
会長	町内会、自治会の話題がありましたので、補足的な説明を少ししますと、法律上は、取得の利用目的を通知又は公表すればよいとされていますので、例えば監視カメラの所に「監視しています」といった表示をすることなどが考えられます。通知も、法律ができた当初は監視カメラの所に「監視しています」と書いても、見落とす人には通知ができてないのではないかとといった議論もあったのですが、その後、常識の範囲として、監視カメラに「監視しています」と書いておけば、その表示を見なかった人には通知していないという解釈はしないということになりました。 あとは、当初は映像の検索可能性について、例えば建物の入退館を撮影しているカメラに関しては、入退館管理をしているものであり、時刻と突き合わせると検索が可能ではないかという議論もあったのですが、その後、運用上、それを定常業務で入退館名簿とカメラ映像を突き合わせて、その写真を切り出して貼っているところまでしていない場合は、単にカメラで撮影をしているものであり、入退館名簿は確かに横にあるかもしれないけれども、その突き合わせを通常はしていない場合には、これもやはり検索可能ではないという考え方になったので、そういった場合においては検索可能性がなく、個人データには該当しないという考え方になっているかと思います。 ですから、町内会などでも、防犯カメラは余り個人情報保護法をきちんと考えずに、今おっしゃったように 1 週間ぐらいでぐるぐる回るのであれば、そのまま使っておいていただいて大丈夫だろうと思います。
加藤隆之委員	それは個人情報保護委員会が出している解釈ですか。
会長	そうです。さらに言えば、個人情報保護委員会ができる前の経済産業省が所管している時点です。当初はすごく厳しかったのです。監視カメラはほぼ個人データに該当すると言っていたのですが、その根拠は、入退館のものと突き合わせると検索できるではないかという話になっていたのですが、それは、もう経産省のガイドラインの時点で、そうではなくしましょうということになり、それが継承されています。
加藤隆之委員	変更されていないということですね。
会長	そうです。変更はされてないです。
加藤隆之委員	あともう 1 つ、後学のために確認したいのですけれども、通知を絶対しなければいけないというルールなのですか。

会長	基本的には、通知又は公表は、個人情報に関するものですので、撮影したものは容姿が入っているので個人情報にはなるといことにはなっていて、その場合には通知・公表が法律上義務ですので、それはしないといけないということです。
加藤隆之委員	例外なしということですかね。
会長	通知・公表は、例外は多分ないと思います。語尾は「思います」にしておきますね。
加藤隆之委員	防犯カメラは、その存在を教えないほうがいいこともあるではないですか。
会長	隠し撮りのほうがいい場合ということですね。
加藤隆之委員	そうなのですよ。この間、不法投棄の話で、不法投棄をよくされる所に防犯カメラを設置するという話がありました。その際、ここに防犯カメラがありますとわざわざ公表しなくてはいけないのかという話題になって、法律には例外があるはずと言ったのですが、法律上、規定上は例外がないということですかね。
会長	その事案であれば、例外というよりは解釈と運用という話でしょうかね。
内山誠委員	私ども、防犯カメラを設置している立場からすると、やはり抑止力なのです。不法行為の現場を撮影して、映像を撮ったから、それで犯人を捕まえるということを考えるよりは、カメラで撮影してますよということを堂々と書いて、抑止力を働かせることが大きな目的です。そういうことをさせないための手段として設置してますので、むしろ、堂々という言い方はおかしいかな、撮影していますよということをおおっぴらに書くのが、我々町会自治会などで設置する防犯カメラの目的になっていると私は考えています。
会長	ほかに御質問はありますか。堀部委員、お願いします。
堀部やすし委員	部会点検の要点の所で、先ほどから話題になっております、閲覧要求の場合、利用者間トラブルでの閲覧要求の場合は開示しないとあるわけですが、これは開示を拒否するという意味なのか、非開示とする意味なのか、どちらになるのでしょうか。先ほどから話題になっております防犯カメラ条例の第6条第5項には、「防犯カメラ取扱者は本人から当該本人が識別される画像の開示を求められたときは、本人に対し当該画像を開示するよう配慮しなければならない」と規定があるわけですがけれども、ここの関係で抵触するということはないのでしょうか。
加藤隆之委員	もう1回、条文を言っていただけますか。
堀部やすし委員	防犯カメラ条例の第6条第5項です。
生活衛生課長	今の点に関して、映像上、例えば1人しか映っていないという場合であれば、条例に則って配慮しなければならないというところなので、その点に関しては、御本人だけが映っているようなものであれば配慮は必要なの

	かと考えます。ですが、やはり一般的にはトラブル等というところになりますので、相手がいるということであれば、開示に関してはしないという形になろうかと考えております。
堀部やすし委員	どうのことですか。開示請求があった場合に開示を拒否するということですか。それとも非開示にするということなのですか。それから、もし他人が映っている場合は、マスキング処理をして開示をするというのが原則だったと思うのですが、そういった処理もやらないということに、いつの間にならっていると、そういうことなのでしょうか。
情報管理課長	防犯カメラ条例に基づく開示の取扱いについては、今の段階で確認が取れないのですが、保有個人情報の開示請求がなされた場合につきましては、その手続に則って開示の処理をしていくということになろうかと考えます。
堀部やすし委員	そうしますと、開示はされるということですね。ただ、実際は24時間という保存期間なので、24時間以内に求めないと出てこない、運用上はそうなるというふうに受け止めてよろしいでしょうか。
情報管理課長	委員がおっしゃったとおり、請求があった後、当該情報があるかどうか確認して、あれば、それに基づいて処理をするというふうに考えております。
堀部やすし委員	ありがとうございました。
会長	ほかに質問はありますか。
加藤隆之委員	今の点について、法の定めに従って、出すときは出す、出さないときは出さないという解釈になるのかと思います。条例で出すと言っているから本当に出せるかどうか、確認が必要だと思います。
会長	個人情報保護法に規定する保有個人情報の開示請求の考え方と比較すると、本人からの開示の求めに対して配慮するという条例の条文は、少し開示に寄ってしまっている印象を受けます。 整理しますと、法、条例に基づかずにカメラの画像を見せてほしいという意見や要望であれば、所管課の説明のように、原則は開示しないという判断はあると思います。ただ、防犯カメラ条例の画像開示の求めの規定、個人情報保護法の開示請求との整理はしておいたほうがいいですね。 補足になりますが、個人情報保護法の開示請求に関連して、監視カメラで記録された映像情報は個人情報データベース等には該当しないという見解があります。このため、保有個人データの開示請求があっても、保有個人データに該当しないという回答になることが考えられます。
加藤隆之委員	保有個人データでなければ開示請求の対象にならないですね。
会長	本人の検索可能性があるようなカメラの場合には状況が変わりますが、一般的な監視カメラの画像は、保有個人データには当たらないということですね。

【会議後の主管課からの説明】	防犯カメラ条例第6条第2項において、「防犯カメラ取扱者（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第11項に規定する行政機関等及び同法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者を除く。第5項において同じ。）」と規定されているため、防犯カメラ条例第6条第5項については、区に適用されないことを確認しました。このため、カメラ画像の閲覧要求があった場合は、個人情報の保護に関する法律の開示請求制度をご案内することになります。 審議会資料に記載の「利用者間トラブルでの閲覧要求の場合は開示しない。」及び防犯カメラ条例第6条第5項に関連する当課の説明については、「個人情報の保護に関する法律の規定に基づいて判断する。」と修正させていただきます。
会長	ほかに御質問がなければ報告6のご説明をお願いいたします。
情報管理課長	（報告6について説明する。）
会長	報告6について質問がある方は挙手をお願いします。
（発言する者なし）	
会長	では、報告7に移りますが、進行が遅れていますので、報告7からは必要があるときのみ参考資料の参照を促していただき、基本はこちらの資料3の部会点検の要点の報告に時間を割いていただければと思います。では、報告7をお願いします。
情報管理課長	（報告7について説明する。）
会長	今の報告7について質問がある方はいらっしゃいますか。
（発言する者なし）	
会長	では、報告8をお願いします。
情報管理課長	（報告8について説明する。）
会長	報告8について質問がある方はいらっしゃいますか。
（発言する者なし）	
会長	では、次に報告9をお願いします。
情報管理課長	（報告9について説明する。）
会長	質問はありますか。ないようですね。では、報告10をお願いします。
情報管理課長	（報告10について説明する。）
会長	質問はありますか。ないので、報告11をお願いします。
情報管理課長	（報告11について説明する。）
会長	報告11について質問はありますか。今のような部会の点検に関して、15ページがどのようなになっているのかを御覧ください。報告11でしたね。報告11を見ますと、結果的に部会では、個人情報の保護等に関係するところには特に再確認をしておらず、下のほうに行って、（参考）として、個人情報保護に関連しない質問・意見をしたという所に、○印が付いているといいますね。実際には、9ページにあるような報告書の提出状況に関して確認

	したということです。部会は個人情報保護と関係のないやり取りに関しても、審議会に報告していただいているということになります。そのような形で、15 ページの表ができていると思ってください。この後も右のほうを見て行っていただくと、例えば 14 番や 15 番、それから 19 番に関しては特段、上のほうには問題がなかった報告であったということが、この表を見れば分かるということになります。それでは、報告 12 をお願いします。
情報管理課長	(報告 12 について説明する。)
会長	御質問はありますか。ないようですので、報告 13 をお願いします。
情報管理課長	(報告 13 について説明する。)
会長	御質問はありますか。ないようですので、報告 14 をお願いします。
情報管理課長	(報告 14 について説明する。)
会長	御質問はありますか。ないようですので、報告 15 をお願いします。
情報管理課長	(報告 15 について説明する。)
会長	御質問はありますか。ないようですので、報告 16 をお願いします。
情報管理課長	(報告 16 について説明する。)
会長	御質問はありますか。ないようですので、報告 17 をお願いします。
情報管理課長	(報告 17 について説明する。)
会長	御質問はありますか。ないようですので、報告 18 をお願いします。
情報管理課長	(報告 18 について説明する。)
会長	御質問はありますか。ないようですので、報告 19 をお願いします。
情報管理課長	(報告 19 について説明する。)
会長	御質問はありますか。ないようですので、報告 20 をお願いします。
情報管理課長	(報告 20 について説明する。)
会長	報告 20 についての質問はありますか。堀部委員、お願いします。
堀部やすし委員	この件は前回、少し指摘をさせていただいた件ですけれども、今回、「住所異動状況」を新たに提供することになりました。そうだろうと思います。それで、提供期間はいつからいつまでになるのでしょうか。転出と転入でも同じというふうにはならないようにもと思いますが、この辺りを確認させてください。
情報管理課長	本年、令和 7 年 6 月 1 日時点の住民登録がある方で、令和 7 年 6 月 2 日以降に転出された方を含む。あとは、令和 7 年 6 月 2 日から令和 7 年 8 月 31 日までに杉並区に転入した方も対象とするということです。
堀部やすし委員	転出のほうですが、6 月 2 日以降に転出された方の「住所異動状況」については、いつまで提供するということになるのか。この記載では少し分からなかったの、ご説明をお願いします。確か、この事業は 3 月まで続くと思いますが、この辺りはどう整理されているのでしょうか。
情報管理課長	少々お待ちください。6 月 2 日から 8 月 31 日までに転入された方についても対象とするということです。

堀部やすし委員	それは転入ですね。転出分についての処理が必要になるということで、こういう記載がある。6月以降に転出した世帯も含むとあるわけですが、カタログを送付するまでの期間と受け止めればよいと、そういうお話でしょうか。
情報管理課長	後ほど確認をさせていただいて、お答えさせていただければと思います。失礼いたしました。
堀部やすし委員	よろしく願いいたします。ありがとうございました。
【質問に対する回答】	「住所異動状況」については、カタログの配付対象である6月2日以降の転出者が郵便局への転送届を届け出ている場合の返戻対応に使用します。このため、当該情報については、6月2日からカタログ配付事業の申込期間を考慮した9月30日までの期間、委託異業者に提供します。
会長	ほかに質問はありますか。そうしましたら、意見を伺えればと思います。御意見はありますでしょうか。私から、資料3の10ページ、報告13ですが、部会で確認した内容は再委託の有無を確認して、再委託がなかったという対応になっているのですが、15ページの点検項目として、報告13は「個人情報記録するシステムの運用等」になっているかと思っています。端的に言うと、これは再委託の有無を確認したということなので、本来であれば、今までの項目になかったの「その他」の内容として、再委託の有無を確認したという形で部会から御報告いただいたほうがいいです。その上で、この審議会では何をするかというと、今回、その他の内容で出てきたものを上に持って行くかという議論をすることになります。 報告13に関しては、既にある点検項目の真ん中辺りに「再委託が発生する際の安全管理」とあるのです。この項目の記載が少し狭すぎたのだと思います。ですから、「再委託が発生する際」と書いてしまっていたところを、「再委託の有無の確認と再委託が発生する際にはその安全管理措置」とすれば、本来、ここの確認項目で網羅したということになるので、13番と同じような事案があった場合には、今後はここの所にチェックを入れる形で改善していければと思います。 今回、報告13に関しては部会場で、再委託が気になったから質問してくれたのだと思います。これまでは確認事項になかったの、ほかの件に関しては再委託の有無の確認をしていなかったことになりますから、チェックリストでは担保されていなかったことになります。今回、部会で委員のどなたかが再委託が気になったから聞いてくれました。その結果、再委託はないことが分かったので問題はなかったけれども、次回以降も他の案件に関して再委託の有無を必ず確認するようにするためには、ここのチェックリストの中に入れなければいけないことになります。当審議会としては、以降の部会の点検の改善方法として、上の「再委託が発生する際の安全管理」と書いてある所を、「再委託の有無、再委託が発生する際にはその安全管理の確認をする」という形にさせていただくと、この後、全ての案件

	に関して再委託の有無の確認がされるようになり、改善されるということです。私の意見としては、次回以降、再委託の有無が全案件で確認できるように改善したほうがいいと思いました。 次に、報告3に「委託先への措置」というのを書いていただいているのですが、実際に報告3の内容を見てみると、お手元の資料だと2ページになりますが、委託先への立ち入り監査を書面に代えることにしましたと。御回答いただいた内容では、確かに立ち入りではなく書面で、妥当だと思ったので妥当としたと。このケースに関してはそうしたということです。から、15 ページで言うと、「その他の内容」の「委託先への措置」については、この案件を個別に判断したことです。から、上に昇格する必要はないという考え方で、このままでいいと思います。 今までのところが、この部会の点検に関する当審議会からの改善のための考え方ですが、部会の今後の点検方法に関して、この15 ページの表を埋めるときに、報告13の例で言うと、上にはないので、やや強引に「個人情報記録するシステムの運用等」に入れてくれたのだと思いますが、これは無理をしないでください。むしろ、「その他」にしてもらったほうが、こちらは気付きやすいのです。この中に収まらなければいけないというものではないので、この中の項目とは少し違うなと思ったら、「その他」の内容にさせていただいたほうが、審議会では点検がしやすくなりますので、よろしくお願いします。 特に注意すべきところは、横に見たときに○が多いものです。今回は「個人情報記録するシステムの運用等」という所は○が4個あります。改めて項目を確認すると、抽象的な書き方をしています。本来であれば「その他」に記載すべき内容がここに入り込みやすい表現になっていると思いますので、「個人情報記録するシステムの運用等」に安易に流し込むよりも、「その他」にする形で、今後の部会の点検作業と、当審議会の報告をしていただければと思います。 会議時間があと40分という状況なのですが、続いて、Ⅱの保有個人情報の安全管理措置に関する報告について、お願いいたします。
情報管理課長	(報告第1号のⅡについて説明する。)
会長	ただいまの説明について、御質問はありますか。御意見はありますでしょうか。なければ、報告第1号は了承いたします。それでは、報告第2号から報告第5号について、事務局から説明をお願いします。
報告第2号、報告第3号、報告第4号、報告第5号	
情報システム担当課長	(報告第2号について説明する。)
会長	そうしましたら、こちらも報告ごとに質問を切るようにします。報告第2号に関して御質問はありますでしょうか。ないようですので、報告第3号を続いてお願いします。
情報管理課長	(報告第3号について説明する。)

会長	今の報告について、御質問はありますでしょうか。浅見先生、お願いします。
浅見雄輔委員	21 ページの 22 番の座席予約システムは、個人情報を扱っていないようですが、この予約システムでは個人情報は入らないのですか。
情報公開調整担当係長	こちらのシステムは、図書館の利用に当たって発券した利用者カードの券面の番号だけで予約を取っているため、個人情報は取り扱いません。
浅見雄輔委員	分かりました。
会長	ほかに、質問はありますか。では、次の報告を続けていただければと思います。
情報管理課長	(報告第 4 号について説明する。)
会長	報告第 4 号について、御質問はありますでしょうか。なければ、報告 5 をお願いします。
情報管理課長	(報告第 5 号について説明する。)
会長	報告第 5 号について、御質問はありますでしょうか。堀部委員、お願いします。
堀部やすし委員	保有個人情報の開示請求について、取下げが 3 件出ていると思います。恐らく御自身の情報について請求があったものと思いますが、3 件も取下げが出るというのは少し違和感がありますけれども、何か事情があったということでしょうか。
情報管理課長	情報提供によって対応できたため、取下げになったと聞いています。
堀部やすし委員	それを言ってしまうと、多くの情報は情報提供で処理できてしまうことになると思いますが、その点はいかがですか。
情報管理課長	情報提供でお出しできる情報と、そうでない情報もあると思いますので、今回の件につきましては情報提供で対応できたものと理解しています。
堀部やすし委員	その違いはどこにありますか。
情報管理課長	例えばですが、他の方の個人情報が含まれている場合など、全てを開示できないものとか、そういったことが考えられると認識しています。
堀部やすし委員	そうしますと、他の方の個人情報が含まれていないものは情報提供で処理ができる。他の方の個人情報が含まれているものについては情報提供ができないので、保有個人情報の開示請求が必要になる。こういう理解でよろしいですか。
情報管理課長	今、個人情報という例を申し上げましたが、個人情報以外にも法人等情報など不開示情報がございますので、そういう不開示情報がない場合については情報提供できるものと理解しています。
堀部やすし委員	ありがとうございます。
会長	浅見委員、どうぞ。
浅見雄輔委員	今の御質問に関連して、一部開示というのが結果で一番多いですが、一部不開示になる対象というのはどういうものか、具体的に教えていただけ

	れば有り難いですがけれども。
情報管理課長	もう一度御質問をお願いします。
浅見雄輔委員	一部開示が、開示決定の状況で一番多い、この表では83件です。一部不開示になる対象というのは、具体的にはどういうものになるのですか。自分の情報を開示請求したけれども、一部は開示するけれども、一部は開示しないという結果ですよね。自分の情報について開示できない部分というのは、どのようなものがあるのでしょうか。
情報管理課長	41 ページの事案を見ると分かりやすいかと思います。例えばNo.1ですと、一部、本人の請求したものが存在しなかったとか、多いものはNo.2以降ですが、事務又は事業に関する情報、昔で言うと行政執行情報と言っていたものですが、一部を黒塗りで不開示にする部分があります。不開示とした以外の部分は開示するのですが、これは処分としては一部開示に該当します。こういった事例が多いと認識しています。
浅見雄輔委員	分かりました。ありがとうございます。
会長	対象となった情報全体に対しての一部という意味ですよね。
浅見雄輔委員	自分の情報を開示するわけではないですね。そもそも御本人の対象が広すぎてしまうということですね。
会長	ほかに御質問はありますか。では、報告第2号から報告第5号まで通しての御意見はありますか。 一部開示の「一部」の意味が分かりにくいと言えば分かりにくいですね。情報公開条例の考え方を、そのまま継承しているのでしょうかね。
浅見雄輔委員	作業がすごく大変になってしまうのではないかと。
会長	分かりました。それでは、報告第2号から報告第5号は了承いたします。次に、諮問第1号と諮問第2号について事務局から説明をお願いします。
諮問第1号、諮問第2号	
情報管理課長	(案件の概要について説明する。)
区民課長	(諮問第1号について説明する。)
情報管理課長	(諮問第2号について説明する。)
会長	ただいまの説明について、御質問や御意見はありますか。本諮問について、まずは細かく適正さを確認すべきと思いますので、住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会にて確認を行い、その内容を第4回審議会において部会から報告を受け、答申することといたします。なお、部会の運営については私が部会長ですので、私に御一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。
(異議なし)	
会長	それでは、事務局は調整の上、部会を開催してください。よろしくお願いいたします。

一般報告	
会長	次に、令和7年度住民基本台帳ネットワークシステム等業務及び情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリティ運用計画等について一般報告があります。事務局から説明をお願いします。
区民課長	(案件について説明する。)
情報管理課長	(案件について説明する。)
会長	ただいまの説明について、御質問、御意見はありますか。
(質問、意見なし)	
会長	御質問、御意見がありませんでしたので、本件は了承といたします。本日の議題は以上となります。 最後に、事務局から何かございますか。
情報管理課長	先ほど堀部委員から、防災・防犯用品カタログギフト等配付についての御質問が残っていましたが、まだ確認ができておりませんので、恐れ入りますが、後日の回答とさせていただきますと存じます。 本日、確定した令和6年第4回の会議録については、事前にお配りしたのから変更はございませんので、改めての提供は控えさせていただきます。御理解のほど、よろしくお願いいたします。 続いて、口座振替依頼書について、前任期から引き続きの御就任ではない委員におかれましては、事前に委員報酬に関する口座振替依頼書をお送りさせていただきました。本日、御持参いただいた口座振替依頼書につきましては事務局の職員にお渡しください。引き続き御就任の委員におかれましても、お支払する口座を変更される場合は事務局まで御連絡ください。 最後に、次回の審議会の日程でございますが、10月20日月曜日の午後2時から、終了時間は案件数にもよりますが、午後5時を想定しております。会場は本日と同じく、中棟5階第3・第4委員会室の予定です。どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。
会長	それでは、令和7年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。本日は御協力いただきましてありがとうございました。